

株式会社ジェイテック定款

定 款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社ジェイテックと称し、英文では JTEC CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車等輸送に関する機械器具の設計、製作および販売業務
- (2) 電気、電子機器の設計、製作および販売業務
- (3) 電子計算機に関するソフトウェアの開発および販売業務
- (4) 前各号に関する技術教育および技術情報の提供並びに図書の出版販売業務
- (5) 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業務
- (6) 内外の他会社に対する投資および有価証券の保有並びに運用業務
- (7) 労働者派遣事業法に基づく一般・特定労働者派遣事業
- (8) 労働者派遣事業者に対する求人状況等の最新情報の提供
- (9) 労働者派遣事業の実務・運営管理等に関するノウハウの提供
- (10) 労働者派遣事業に関する許可・届出等に関するコンサルタント業務
- (11) 人材育成のための教育事業、カウンセリングおよびセミナーの企画ならびに運営業務
- (12) 旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業
- (13) 商標権の賃貸
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 損害保険の代理店業務
- (16) 民営職業紹介業
- (17) ホテル・旅館その他宿泊施設の経営
- (18) 電子計算機器・通信機器およびこれらの周辺機器と付随して開発された各種管理システムの輸出入並びに販売業務と部品の製造方法のノウハウ指導
- (19) 金銭の貸付、融資、債務の保証および引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業務
- (20) 質屋営業法による質屋業
- (21) 飲食店および料理教室の経営、企画および経営のコンサルタント業務と仕出し弁当の製造、販売
- (22) 生鮮食品、冷凍食品、加工食品、香辛料、茶葉類および清涼飲料水、各種食材の輸出入並びに販売業務
- (23) 酒類の販売および輸出入
- (24) 自動車その他車輛・農業用機械類およびその部品の輸出入並びに販売業務
- (25) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業
- (26) 貨物利用運送事業法による利用運送事業および運送取次業務
- (27) 自動車の運転代行および自動車管理業務
- (28) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- (29) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (30) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- (31) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (32) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (33) 高齢者の医療の確保に関する法律および各種医療保険に基づく訪問看護事業
- (34) 高齢者に対する高齢者入居施設の紹介事業
- (35) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、並びに児童福祉法に基づく児童および障害児相談支援事業・高齢者福祉事業
- (36) 病院、診療所等の医療施設および薬局の経営
- (37) 処方箋による医薬品の調剤および販売
- (38) 医療法・薬事法における電子カルテおよび電子支援システムの設計、開発および販売
- (39) 医療品、医療機器、介護用品、介護機器の製造、設計、輸出入、レンタル、リースおよび販売
- (40) 日用品雑貨品、食器類、鞆等袋物の輸出入並びに販売業務
- (41) 服飾品およびその付属品、服飾製品のデザイン、縫製並びに縫製設備の輸出入と販売業務
- (42) 美術工芸品、各種貴金属、文房具、各種書籍、情報記録物の輸出入並びに販売業務
- (43) 木材およびその加工品等の輸出入並びに販売業務
- (44) 各種イベントの企画・運営・開催・支援
- (45) 古物営業法に基づく古物営業および古物競り斡旋業
- (46) 各種警備および各種保安に関する一切の請負事業
- (47) 建物および設備の保守管理の受託並びに保安警備の受託
- (48) 倉庫業および倉庫管理業務
- (49) 業務請負事業全般および製造工場・倉庫内作業等請負事業
- (50) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、販売代理および管理
- (51) 不動産鑑定業および不動産に関するコンサルタント業務
- (52) 土木・建築工事の企画、設計、施工、監理、調査、測量、コンサルタント業務およびそれらの請負と建設用機械・資材の輸出入と販売業務
- (53) 木質フローア、階段、ドア、クローゼット造作材および壁材等の建築資材の製品開発・販売業務およびそれらの設置施工、塗装・防水の請負並びに受託
- (54) 家具、建具、家庭用電気製品、什器、バスルーム、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の製品開発、輸出入およびそれらの設置施工業務の請負および受託並びに販売業務
- (55) 水質、大気、土壌汚染、騒音等の環境調査および分析業務
- (56) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、保管、処理、販売、輸出入および再生業
- (57) 石油類および石炭等の代替エネルギー並びにそれら混合物および副産物の精製、加工、貯蔵、販売、輸出入並びに保管業務
- (58) 前各号に関連又は附帯する一切の業務およびコンサルタント業務
- (59) その他適法な一切の業務

第 3 条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、28,800,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (自己株式の取得)

当社は取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条 (基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前号に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会毎に当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（選任方法）

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後最初の定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から、社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）または代表取締役の中から会長、副会長、副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（招集手続）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

第28条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第29条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第30条（会計監査人の選任等）

会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

第7章 役員等の責任免除等

第31条（取締役等の会社に対する責任の免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条（非業務執行取締役等の責任の制限）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第8章 計 算

第33条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当等を決定する機関）

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。

第35条（剰余金の配当基準日）

当社は、毎年3月31日の最終時を剰余金の期末配当の基準日とする。

- 2 当社は、毎年9月30日の最終時を剰余金の中間配当の基準日とする。

第36条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（注）2022年6月29日付け定時株主総会で以下の内容を定款の附則に定めております。

1. 2022年6月29日付け定時株主総会で削除された次の定款第15条は、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお効力を有する。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネッ

トを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
2. 前項を定める定款の附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

これは当会社の定款に相違ない
2022年9月1日

株式会社ジェイテック
代表取締役社長 藤本 彰